

Q 2. 教科書の検定の趣旨・必要性について説明してください。

A. 学校教育においては、国民の教育を受ける権利を実質的に保障すること、つまり全国的な教育水準の維持向上を図り、教育の機会均等を保障し、適正な教育内容を維持し、教育の中立性を確保することなどが要請されています。文部科学省は、このような要請に応えるため、小・中・高等学校等の教育課程の基準を定めるとともに、教科の主たる教材として重要な役割を果たしている教科書について検定を実施しています。

教科書の検定とは、民間で著作・編集された図書について、文部科学大臣が教科書として適切であるかどうかを教科用図書検定調査審議会に諮問し、その答申に基づいて、合格したものを教科書として使用することを認めることをいいます。

この制度は、教科書の著作・編集を民間にゆだねることにより、著作者の創意工夫に期待するとともに、検定を行うことにより、より適切な教科書を確保することをねらいとして設けられています。